

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）による特別児童扶養手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年2月5日付けで行った、法5条1項及び法施行規則（昭和39年厚生省令第38号）24条第1項の規定に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

愛の手帳4度、精神障害手帳2級を取得し、精神遅滞のため、誤った状況判断をしやすく、広汎性発達障害もあるため、他人の意図や気持ちを想像できなく誤解しやすい。そのため、一度マイナスになると抑うつになり、日常生活が一人では難しくなることもある。衝動性、多動もあるため、誤った状況理解に基づく問題行動により、本人自身後悔し、日常生活がかなり難しい状況になり、入院治療も必要な場合

もあり、安全で問題のない生活を送るためには家庭の中で請求人一人の力だけでは難しく、周りの大人の支援を必要としている状況である。現在も上記のような状況から、仕事ができずにいる。

また、本件処分は本件診断書に基づいて行われているが、その後本件児童の状態が変わっているので、平成30年3月26日付けの診断書にて判断してほしい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年8月1日	諮問
平成30年9月18日	審議（第25回第4部会）
平成30年10月15日	審議（第26回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法

特別児童扶養手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法5条1項の規定に基づき都道府県知事（地方自治法252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者については、当該指定都市の長）の認定を受けた当該父又は母等に対して支給されるものである。支給要件に該当す

る「障害児」とは、法 2 条 1 項において、「20 歳未満であって、第 5 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者」とし、その状態については、同条 5 項において、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級及び 2 級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」としている。

(2) 法施行令（政令）

法 2 条 5 項を受けて、政令である法施行令は、1 条 3 項において、法 2 条 5 項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表に定めるとおりとし、別表において各級の障害の状態を定めている（別紙 2 参照）。

(3) 認定要領

別表に該当する程度の障害の認定について、認定要領が定められており、さらに、認定要領の別添 1 において、各傷病別の具体的な障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）が定められている。

認定要領 2 では、障害の認定について、以下のように定めている（ただし、精神の障害に関連する部分のみを引用する。）。

ア 認定要領 2・(3)では、精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うとする。

そして、認定要領 2・(3)・イは、別表における 2 級の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（別紙 2・2 級の 1 5 及び同 1 6 参照）とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうとし、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲

がおおむね家屋内に限られるものであるとする。

イ 認定要領 2・(4)は、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で、適正な認定を行うとする。

ウ 認定要領 2・(5)は、障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うとしている。

そして、認定要領 2・(5)・アは、障害の程度について、その状態の変動が予測されるものについては、その予測される状態を勘案して認定を行うとし、同イは、精神疾患（知的障害を含む）については、原則として当該認定を行った日からおおむね 2 年後に再認定を行うとし、同ウは、その他必要な場合には、同イにかかわらず適宜必要な期間を定め再認定を行うこととし、この場合は、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案して再認定期間を定めるとしている。

エ 認定要領 2・(6)は、各傷病についての障害（程度）の認定は、認定基準により行うとする。

なお、本件児童の障害の状態は、本件診断書が様式第 4 号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第 7 節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

(4) 認定基準

認定基準第 7 節・2 においては、精神の障害は、「統合失調 症、統合失調症型障害及び妄想性障害」並びに「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」の 6 つに区分している。

本件児童の場合、本件診断書によると、知能指数 55 となっているところ、認定基準「D 知的障害」では「知能指数がおおむね 35 以下

のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる」とされていることから、「D知的障害」には該当しない。そのため、「E発達障害」の認定基準で判定するのが適当であり、その内容はおおむね次のアないしウのとおりとされている。

ア 認定基準第7節・2・E・(2)は、「発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」とする。

イ 同(3)は、発達障害における障害程度について、各等級に相当するものとして、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を1級と、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級とする。

ウ また、同(4)においては、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」としている。

(5) 法施行規則

法施行規則1条は、法5条の規定による特別児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児が法2条1項に規定する状態にあることに関する医師の診断書等を添付して、知事に提出すべき旨を定めている。したがって、特別児童扶養手当の受給資格について、支給対象障害児が1級又は2級の程度の障害の状態にあるか否かに関する知事の認定は、提出された診断書の記載内容を基に、認定要領及び認定基準に照らし

て、総合的に判断するべきものであると解される。

2 本件処分の検討

上記1の法令等の定めを前提に、本件児童の障害の程度について、本件診断書の記載に基づいて、以下検討する。

- (1) 本件診断書によれば、「発達障害関連症状」として「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」が見られ、具体的症状としては、「表情の変化に乏しく、他人の気持ちを推察する事ができない。物事を字義通り受け止めてしまう事からも他人とのトラブルが、頻発している。」とされているが（別紙1・8）、他方で、「性格特徴」は「内向的で、他人には優しい。」とされていることから（別紙1・12）、発達障害の発現は限定的であるといえる。

また、「精神症状」としては、「うつ状態」に該当し、その具体的症状としては、「抑うつ気分、意欲の低下、自己効能感の低下が見られる。」とされており、「問題行動及び習癖」としては、「興奮」、「多動」、「器物破損」及び「盗み」に該当し、その具体的状況は、「友人にそのかさされて危険行動をとってしまったり、家からの金銭持ち出しなどが見られる。また母と衝突しての器物破損、暴言などもみられる。」とされていることから（別紙1・10及び11）、うつ状態の軽度症状が見られるものの、友人等の外部的影響があった場合にのみ問題行動が見られ、その頻度は少ないものといえる。

「日常生活能力の程度」について、「食事」、「洗面」、「排泄」、「衣服」及び「入浴」は「自立」、「危険物」は「特定の物、場所はわかる」、「睡眠」は「時々不眠」とされており、基本的な日常生活能力は自立しており、必ずしも援助が必要であるとはいえない。

これらのことからするならば、本件児童が発達障害の症状を有し、社会性やコミュニケーション能力の低下、一定の不適応行動が見られるが、障害の程度としては軽度に保たれているといえる。

- (2) 以上から、本件診断書の記載を基に、認定基準第7節・2・E・(2)

に照らして、日常生活のさまざまな場面における本件児童に対する援助の必要度を勘案し、また、日常生活に著しい制限を受けることに着目して判断すると、本件児童が発達障害により「日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」(同(3))に至っていると認めることは困難であり、総合的にみても、認定要領2・(3)・イが2級に相当するものとして例示する「家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」に至っていると認められない。

- (3) そうすると、本件児童の障害は、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」(2級)に至っていると認められず、別表に定める障害等級には該当しない(非該当)と判断することが相当である。

3 結論

以上のとおり、本件児童の障害の程度は、2級に至っておらず非該当と認められるところ、審査医も、本件診断書を基に、所見を「知的障害については、軽度知的障害程度に保たれている」、「意識障害、精神症状、問題行動が少ない」及び「基本的な日常生活能力が全て自立である」とし、審査結果を非該当と判断していることが認められる。

ところで、前回認定時における「審査医コメント」の記載内容を見ると、本件児童の障害の状態は、前回認定時においても、別表に定めるいずれの障害の状態にも該当しないとの判断を行う可能性も十分にあったと考えられるところ、審査医は、認定要領2・(4)及び(5)(上記1・(3)・ウ及びエ)に基づき、本件児童の年齢、育成医療等の受療状況などから、障害程度の変動が予測される状態を考慮し、受給資格を1年として期間満了時に障害の状態を再度確認することとした上で、障害の程度を2級と認定したものであることが窺われる。そして、本件処分の前提となっている審査医による上記審査結果は、このような経過を踏まえた上でな

されたものと考えられ、その判断に不合理な点は認められない。

したがって、処分庁が審査医の審査結果に基づき、本件児童は法2条5項に規定する程度の障害の状態にあるとは認められず、同条1項にいう障害児には当たらないとして行った本件処分について、違法又は不当なものということとはできない。

4 請求人の主張

(1) 請求人は、第3のとおり主張するが、特別児童扶養手当に係る障害の認定は、上記1・(5)のとおり、法5条1項の規定に基づく認定請求の際に添付された障害認定診断書を基に、法、法施行令、認定要領及び認定基準によって行うものであり、本件診断書の記載内容から客観的に見る限り、本件児童が法2条5項に規定する程度の障害の状態にあると認められないことは上記2及び3のとおりである。

したがって、本件児童の症状に係る請求人の主張を採用して、本件処分に取り消すべき理由があるとの結論に至ることはできない。

(2) なお、請求人は、本件審査請求書に〇〇医師が平成30年3月26日付けで作成した本件児童に係る特別児童扶養手当認定診断書の写しを添付しているところ、同診断書には、本件診断書とは異なる記載がなされており、これらのことをもって、本件処分の違法、不当を主張している。

しかしながら、特別児童扶養手当の支給対象障害児に係る障害認定の判断は、上記1・(5)のとおり、受給資格者から提出された本件診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容を総合して判断すると、本件児童の障害の程度は、法2条1項及び別表に規定する障害の状態に該当しないことが相当であることは上記3のとおりであり、今回提出された上記診断書の記載をもって本件処分を違法又は不当であるとすることはできないものである。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2(略)